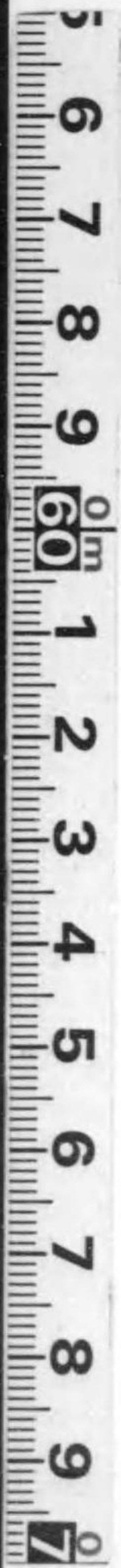


324  
356



始





324

356

高瀬神社誌



從四位勳三等  
文學博士

三上參次先生校閱

# 高瀨神社誌

越中

高瀨神社々務所藏版

大正  
2. 9. 5  
内交



高瀬神社寶物  
古印寶物捺

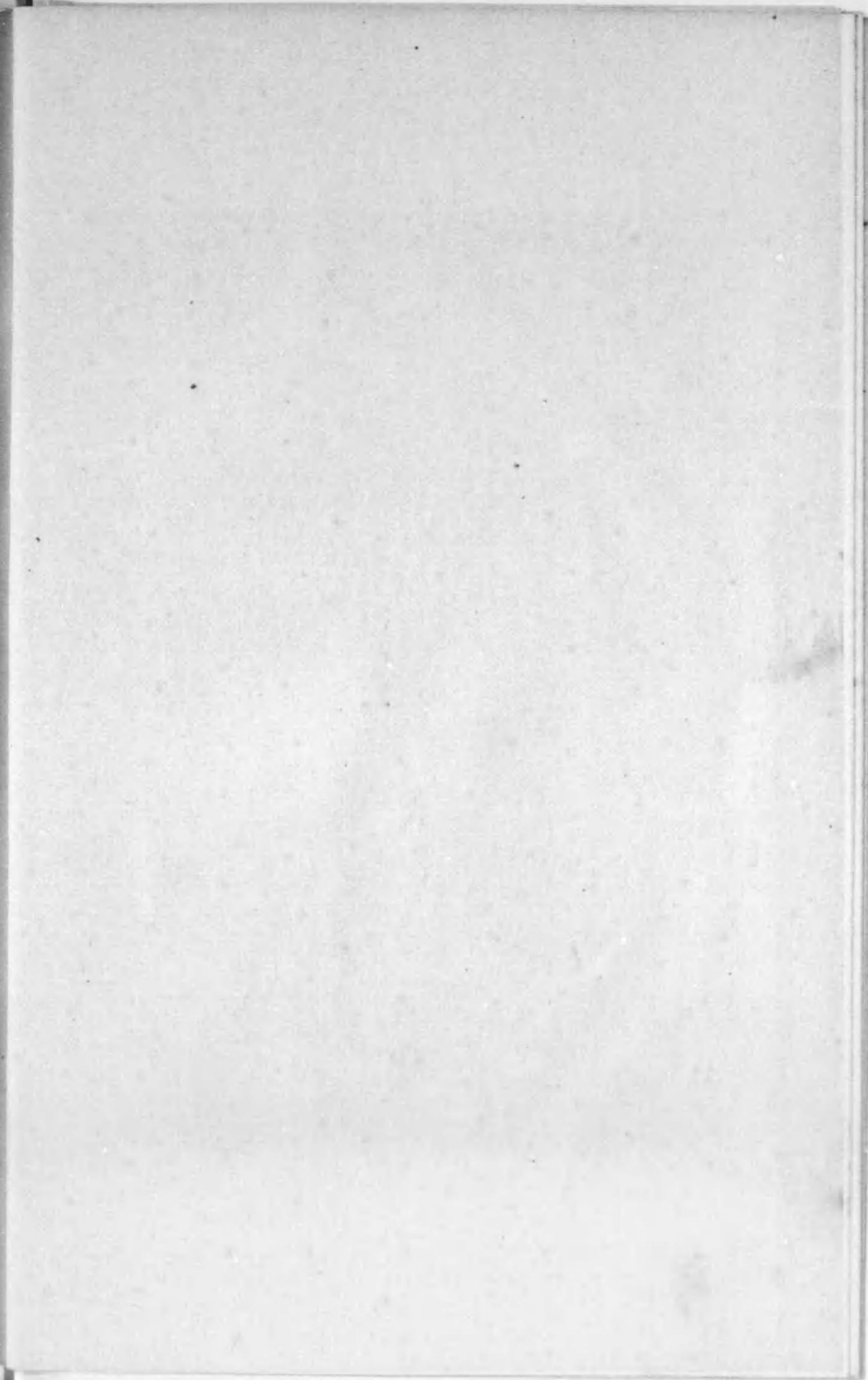
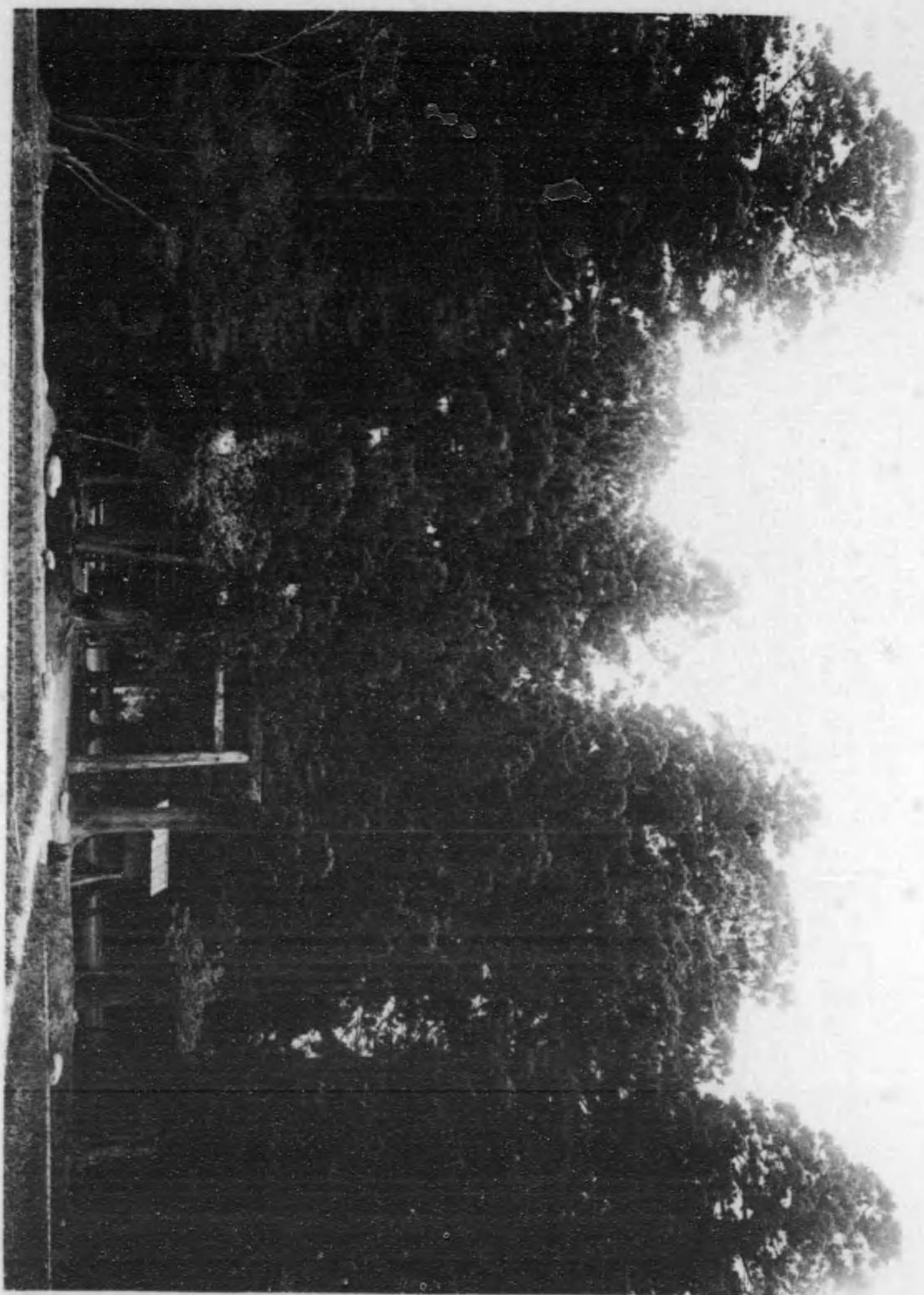
高瀬神社

高瀬神社









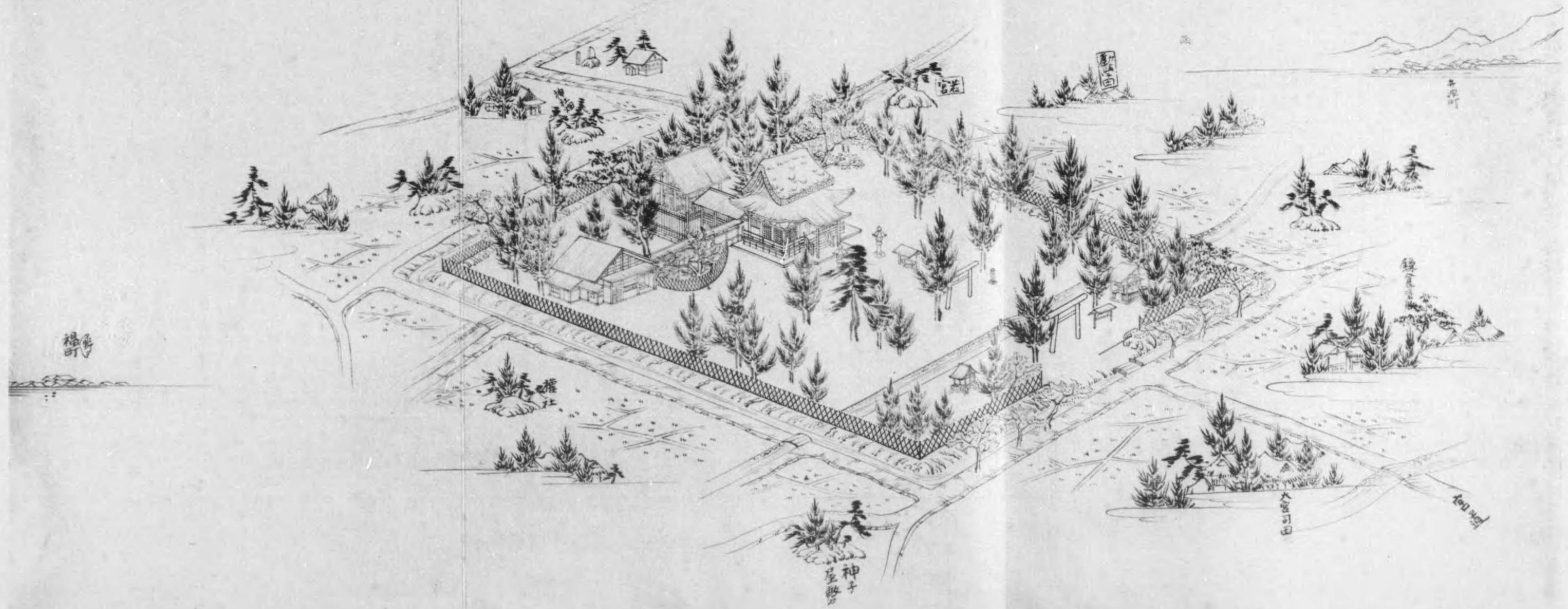




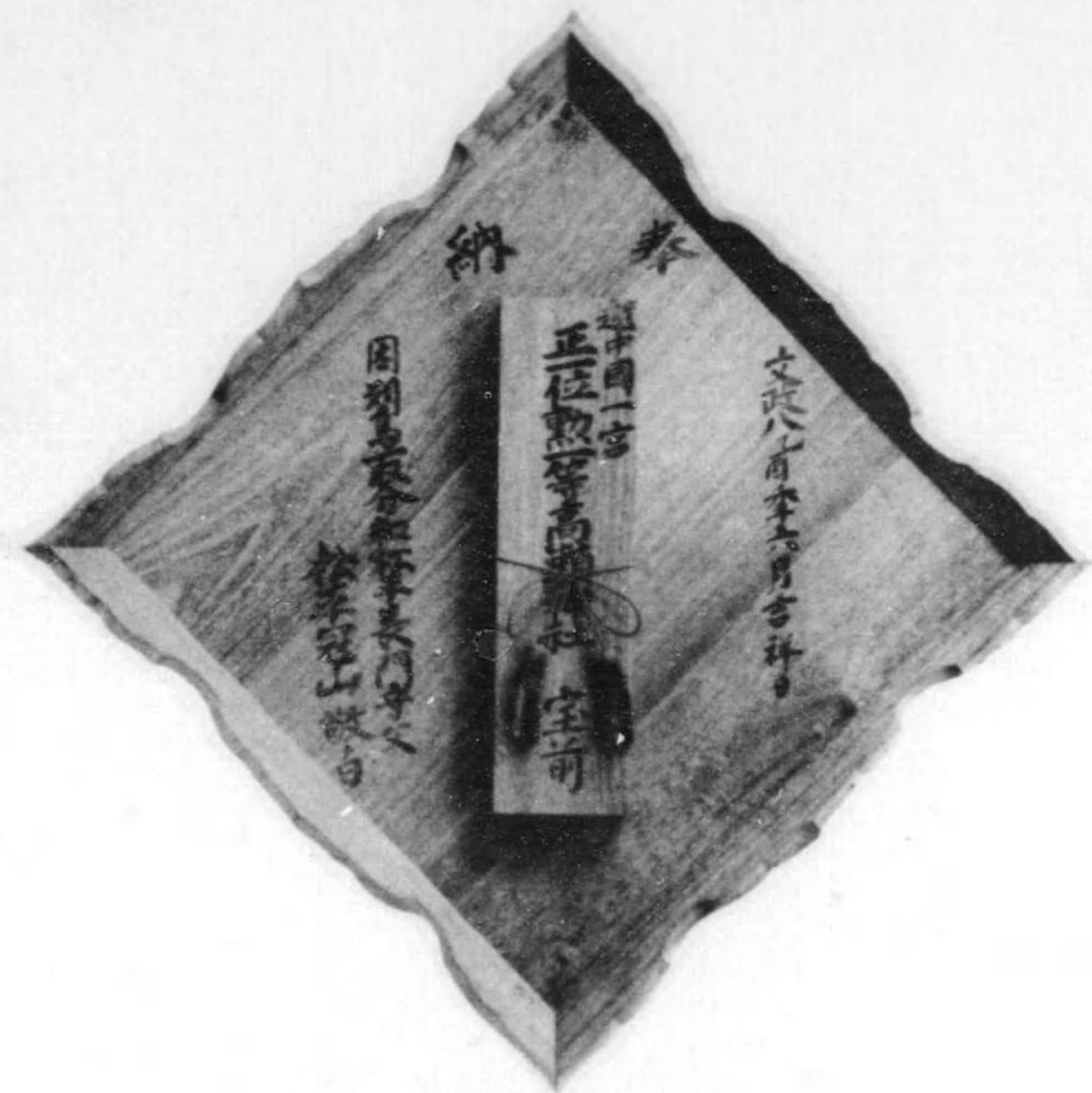
静



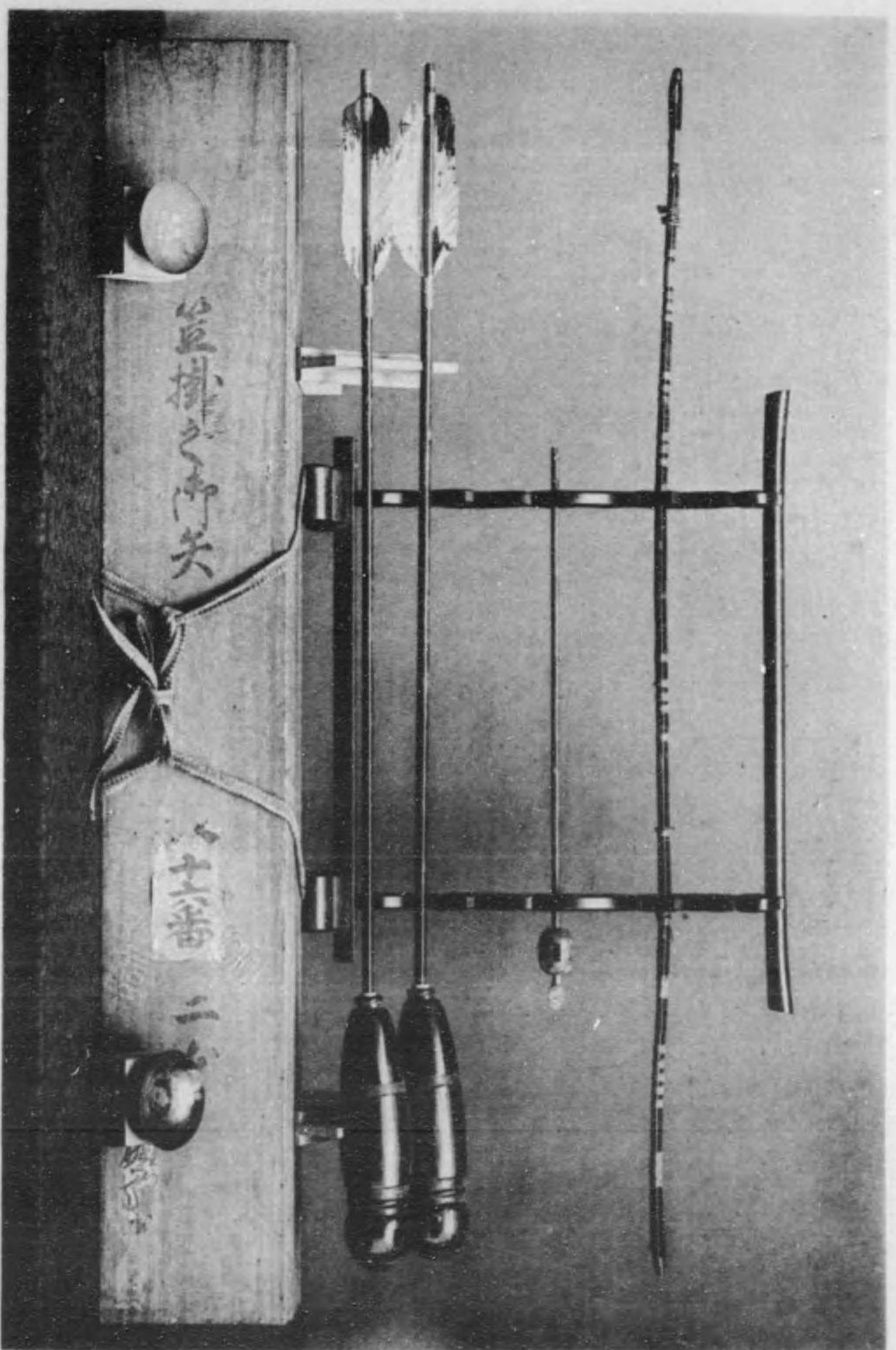
高瀬神社全景观古繪圖





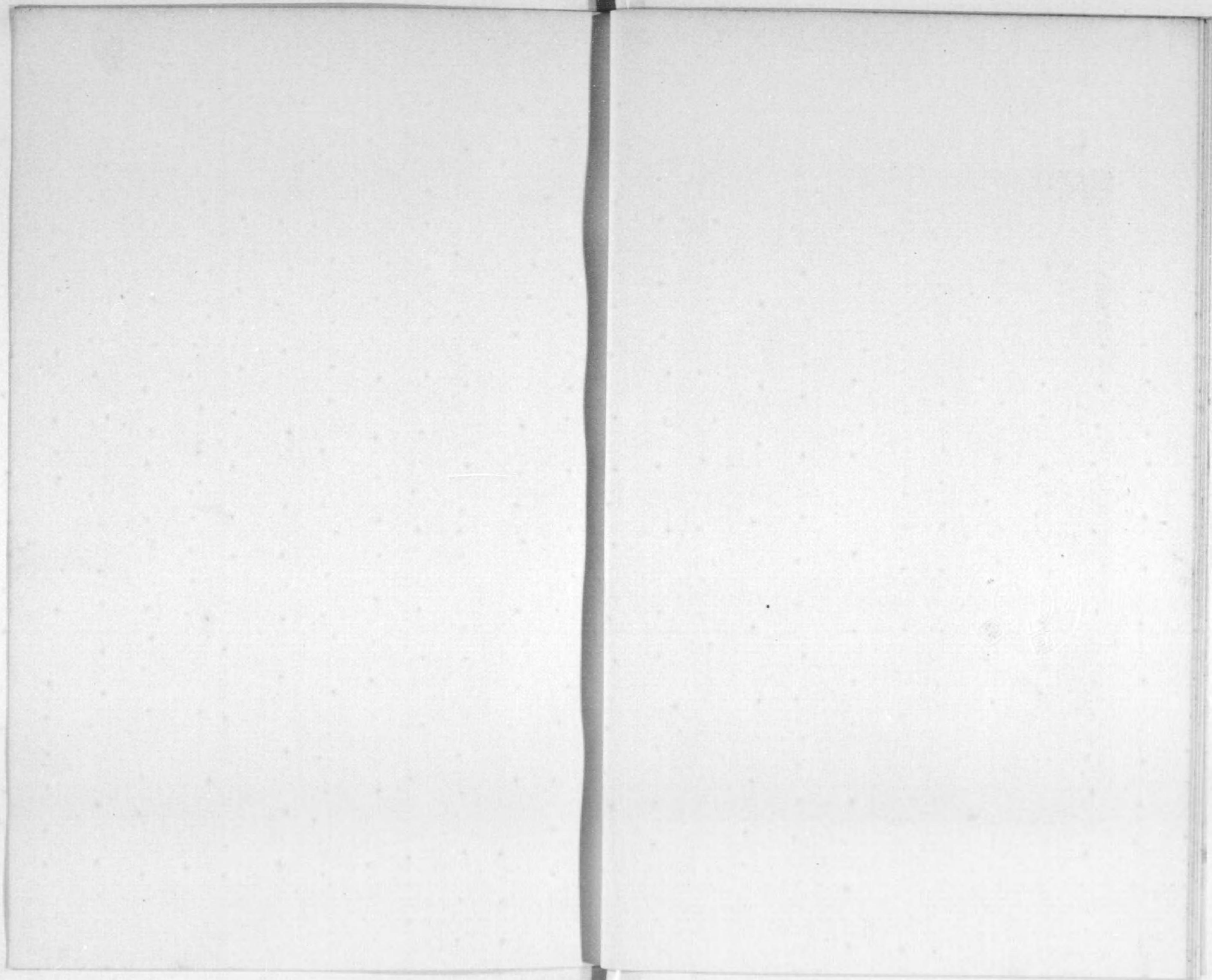






物寶納奉家爵侯田前







藤原氏秀直  
右可儀在位下  
中務修其現做致敬明神  
言合請諸神可廢進宜按  
榮齋式祝詞增可依前件  
主者施行

享和三年四月五日

二日行中務神能仁親  
正四位中務藤原實隆  
攝行中務藤原實隆

- 正二位行權大納言藤原時臣 愛德
- 正二位行權大納言臣 公明秀
- 正二位行權大納言臣 公休
- 正二位行權大納言中實大臣 公萬
- 正二位行權大納言中實大臣 公迪
- 正二位行權大納言臣 經久
- 正二位行權大納言臣 紀定
- 正二位行權大納言臣 輔嗣
- 正二位行權中納言臣 政通
- 正二位行權中納言臣 雅成
- 正二位行權中納言臣 尚季
- 正二位行權中納言臣 為教
- 正三位行權中納言臣 忠吉
- 正三位行權中納言臣 時章
- 正三位行權中納言臣 胤定
- 正三位行權中納言臣 經久等言

副外施行謹言  
享和三年四月五日

左中辨資兼

關白 藤原一位朝臣  
太政大臣 則  
從一位行左大臣朝臣  
從一位行右大臣朝臣  
內大臣正二位行左近衛實隆朝臣  
式部卿 則  
左近衛從三位行式部卿長內膳等  
左近衛從三位行左近衛實隆  
右近衛從三位行左近衛實隆  
右近衛從三位行左近衛實隆  
副言如右符到奉行  
從位行式部卿長左近衛實隆



享和三年四月五日



越中國礪波郡雄神社高瀨神社宮主神玉藤原秀雅

申豊前守從五位上崇

發誓之旨

神皇盛恩謹可仰尊

寶祚永長國家安全總禱益可抽丹心者

神道之狀如件

文政十三年五月二日

神祇管領長玉三任侍從藤原朝臣







天保四年官不官

上卿權中納言

秩五位下藤原秀尹

宣稱越中國礪波郡

雄神神社神主

藏人藤原泰光

泰







挂卷畏此御社鎮座高瀬  
 皇神乃大前金澤藩知事命  
 持大屬藤原朝臣履祥恐美  
 恐美母白左久古年波霖降  
 今年母登惡久三波如何為  
 居長須尔此項又雨降續  
 經隨百姓歎居阿波礼過  
 犯事乃有年手婆神直毘大直毘見  
 直之聞直坐雨雲時間吹放  
 拂退天津日弥照照足波之豆  
 百姓能取作礼留田津物畠津物  
 惡風荒水令合給八束足  
 穗令登給守利幸倍給倍登奉留幣  
 帛波明妙照妙和妙荒妙御  
 酒瓶上高知瓶腹滿並山  
 野能物波甘菜辛菜青海原物  
 鱈乃廣物鱈乃狹物奥津藻菜  
 邊津藻菜至如横山置高  
 成奉良今日能生日能足日平  
 計久安計久所聞食祈申事由弥  
 高聞食庶自物膝折伏鵜  
 自物頸根突被恐恐美母白須

前田侯爵新年穀祭祝詞



々 守 幸 給 止	日 平 安 所 聞 食 弥 增	成 奉 今 日 乃 生 日 乃 足	邊 津 藻 菜 至 如 横 山 置 高	鰭 乃 廣 物 鰭 乃 狹 物 奥 津 藻 菜	物 波 甘 菜 辛 菜 青 海 原 乃 物 波	瓶 上 高 知 瓶 腹 滿 並 山 野	明 妙 照 妙 和 妙 荒 妙 御 酒	祈 乃 禮 代 登 奉 留 物 者 御 衣	八 束 足 穗 令 登 給 故	惡 風 荒 水 令 合 給 茂 穗	隨 神 請 入 給 田 物 畠 物	供 恐 美 恐 白 前 乞 祈 申	知 事 乃 命 持 權 少 屬 藤 朝 定	高 瀬 皇 神 乃 大 前 金 澤 藩	挂 卷 母 畏 支 此 乃 御 社 鎮 座
-----------------------	--------------------------------------	---	--	--	--	--	--	---	--------------------------------------	---	---	---	---	--	---

前田侯爵祈年報祭祝詞



高瀬神社

明治十二年三月

高嶺仁親王書

印







敬

神

正二估 祈亨 譚書





侯爵前田利為



敬盡誠竭





有為張君の書  
 自後早く此の書と云ふ  
 其の書は世に  
 多く崇敬されし  
 如く之禮と云ふ  
 憐れく古に謂神は  
 人其書より其感と増し  
 人は神に依りて  
 生るるが如く  
 神は徳に依りて  
 生るるが如く  
 神は徳に依りて  
 生るるが如く  
 神は徳に依りて  
 生るるが如く

大正三年八月廿七日  
 東京  
 三上孝次  
 敬申す  
 徳井秀一 敬



正氣

正氣

法西仁熟四等  
法西子博士戸水寛人

正氣

正氣





神光  
卷之三

大正三年  
初夏

雷鶴









Handwritten text in a cursive script, likely a signature or a name, written vertically on the right page of the document. The text is arranged in four lines, reading from right to left. The characters are highly stylized and interconnected, characteristic of a cursive hand.



藏知家茶店博中  
旅中子。旅。中。博。中。  
心。心。心。心。心。心。心。心。  
心。心。心。心。心。心。心。心。







Constance

London

倫敦公司









一 濱田富山縣知事序文

- 一 所在
- 二 社號
- 三 祭神
- 四 神階
- 五 社格
- 六 社殿附境域
- 七 社領
- 八 祭祀幣奉納
- 九 奉幣
- 十 神職

一 二 八 九 二 三 四 三 四 三 四 八 五

高瀬神社誌

一 所在

高瀬神社は越中國礪波郡に在り、延喜式 今同國  
 同郡、高瀬村、大字高瀬、小字神子畑の地に屬し、二  
 上川の上流、郡の中央に位す。この邊りは往昔の  
 八田郷にして、後社の附近を高瀬庄と云へり、和名  
 抄、後宇多院神社鎮座の地點に就きては、確證の傳  
 御領目録はれるものなきと雖も、古來曾て異動ありしこ



ごを聞かざれば、惟ふに鎮祭以來の舊地に坐す  
なるべし。

二 社號

社號は古く續日本紀寶龜十一年叙位の條に、高  
瀬神と見えたるを初見とす、爾後國史式皆この  
號を襲用して今日に至れり。高瀬と云ふは、蓋地  
名によれる稱呼なるか、この類の社號式内社に  
は甚多し、今神名帳により、本社と同名の社を求  
むるに、河内國茨田郡、及び伊賀國伊賀郡にあり

て、ごもに小社に列し、又何れも高瀬と云ふ地に  
存せり。されどその由緒に就きては、並に考ふべ  
き由なく、殊にその祭神を詳にせざるにより、本  
社と縁ありや否やも定め難しとす。又本社はそ  
の祭神より推して、氣多一宮若しくは高瀬氣多  
神社社藏入宮  
の蓋の文等と稱へしことあるも、こは世俗  
に用ゐられし社號にして、正しき稱號には非ざ  
るが如し。

按ずるに、本社はその祭神、能登の氣多神社と  
同じく、且つその鎮祭の縁由をも等しくせる



により、正しくは地名によりて高瀬社と云ふも、時には祭神より推して氣多社とも稱へしものなるべし。即ち後のものながら、神名帳比保古には「號氣多、亦高瀬大明神」と記し、諸國神名帳に引けるト部説には「高瀬神社は能登の氣多社と一體なり」とも見えたり。かくてこの高瀬と云ひ、氣多と云ふ兩社號のうち、何れか古きと云ふに就きては、先人の考説なきにあらず。その略に曰く「高瀬神社は、古昔氣多神社と唱へしに、天平十三年能登國を越中國に併

合せられしより、羽咋郡の氣多神社と紛らはしきにより、礪波郡の氣多は、高瀬神社と唱を替へしなる可し。其後天平寶字元年、復能登國を分置せられしかども、依然として高瀬神社と唱へ來りしことと思はる。さてその古昔氣多と稱へし證據として、類聚國史を引き、重ねて論じていふ「本社は能州の氣多にこそは劣りたれ、越中に在りては名高き神社にして、奉幣を始め公に係ること甚多ければ、羽咋郡の氣多と紛らはしきことあるまじとも思



はれず」ご。されど往昔かゝる注意ありしごするは如何にや、ここに論者が唯一の根據ごせる類聚國史の文は、全く後人の偽作に係れる部分なるにより、以て證ごはなし難く、又國史の上にては、能登の氣多神社ご混亂を生ずる虞ありしごも見えざるなり。惟ふに、本社は最初より、高瀬の社號を以て立ち、之によつて公にも通じ、世にも聞えたる社なりしが、後通俗の稱呼ごして氣多社ごも云ふに至りしものならん。北陸諸國の沿岸に於て、大己貴命の御

縁故の地に鎮座し給へる諸神社が、悉く氣多ご稱せらるゝに非らざるごは、神名帳の記事を以てしても知るを得べく、又たごひ氣多社系統の神社なりごも、その鎮座の地名により、別の社號を稱へむは、何の障も無きごなるべし。

この外猶越中國式内等舊社記によるに、或云高麗權現、蓋高麗高瀬之誤ごも記されたれば、世俗の習慣に従ひ、權現號を附加せしごもありしご見ゆ。



三 祭神

本社は大己貴命を主神とし、天活玉命、五十猛命を配祀す、合せて三座にまします。

按ずるに、社傳に云ふ所かくの如しと雖も、延喜式には一座とあれば、主祭の神として初めより國幣に預り給ひしは、蓋し大己貴命一柱にましますこと疑なかるべし。即ち神名帳頭注、一宮記、諸社根元記、諸神記等、何れも社傳の如く祭神を大己貴命とし、近代に至りては、特

選神名帳にもしか断定したり、是等の諸書はその編成の年代さのみ古からずと雖も、亦以て社傳の正説を傳へしものと認むるに足らん、吉田家に存する神名帳には、所祭神大己貴命、天活玉命と載せて、五十猛命を脱せり、されど神社叢録に引ける神帳には並び三柱の神を擧げたり、但しこの外にば、こは書寫の際の脱漏にやと思はる、異説なきに非ずして、類聚既驗抄によれば、八幡神を祭ると見えたり、されどこの書に云へる祭神には一體に妄説少からず、本社のも亦その一なれば、斷じて採るに足らずとす、又神名帳頭注に引く所の社記射水郡氣多社の記



か、及び神祇正宗等に、氣多神は天活玉命にま  
すこ見えたるにより、本社の祭神を推定して、  
即ち天活玉命にますならむごいへるものあ  
り、神祇拾要大日本史神祇志に、説をなして、天活玉  
命は蓋し大己貴命の別名なりと曰へり。天活  
玉命と云ふ神は、高皇産靈神の御子にして、天  
孫降臨の際天孫に扈從し給へる三十二柱の  
神の中にましませば、大己貴命とは別神なる  
ここ云ふまでもなしとす。されどこの二神は  
早くより之を混同せし例なきにあらざれば、

大日本史の推考も無理ならずと云ふべし、天活玉命といふに就きては、鈴木重胤が三枝の中に述べたる説ありて、重胤はこの神を生國魂神に坐ますとし、生國魂神は社やが大己貴神の別名なりとて、難波坐生國魂社考の諸國一宮考に見えたるれども、  
又按ずるに、度會延經の神名帳考證には、高石  
和泉 高忍 伊豫 高瀬、何れも高津と音近しとて  
胸肩の邊津宮にます大己貴命后神高津姫神  
の御名を擧げたり。されどこは僅に高の訓を  
捉へて傳會せし説なれば、特に辯明するの要  
を見ず、猶この書には本社祭神の一説として、



五十猛命を掲げ奉り、越中國式内等舊社記も亦之に従へるも、こは大麻比古神を猿田彦神とせしが如く、配祀神と主神とを誤認して立てたる説なるべし、又も楓山文庫に藏せし諸神名書には、卜部家の説を引きて、能登の氣多社に同體に、氣多神は則ち大物主命に坐ますと見え、諸神記下等にも氣多神は大神同體大物主命なりと云へり。大物主命は大己貴命の和魂の御名にませば、之を氣多の祭神とせむは如何なれども、歸する所同一の神にます

により混同せしものと思はるれば、深く咎むるに足らざるべし。又按ずるに、配祀の二座に就きては、別に根拠とすべき資料を見ず。されど惟ふに、天活玉命一座は、神名帳頭注に引く社記等の説により、新に祭り添へしものか、かくの如き類他にも甚多かれば、こも或はさにあらじかと思はるゝ也。次に五十猛命は又の名を大屋彦神と申して、本地神素盞鳴尊の御子にまし、紀伊國伊太祁曾神社に鎮まりませる神なり、神代紀その



御事蹟の中に大己貴命の御身を全くし、遂に修理固成の大業を建てしめ給へる事見えり、  
紀神代かゝる縁故あるが上に此神は北陸諸國の沿岸には縁由の淺からぬ神にましくて古くより佐渡國の一宮なる度津神社にも祭られ給ふと傳へたれば、神名帳之を本社頭注の相殿に齋き奉れるも、全く縁なきにあらずとす。扱この天活玉命、五十猛命二神の本社に配祀せられ給ひしは、何の年代の事なるか詳かならざれど、さのみ古き時代の事とも見えず。世

には式に一座ごありとも、その實延喜の當初よりして、既に二神若くは二神以上なるもあり、又主神以外に配祀の神々を加へたるも少からずと雖も、本社はかくの如き事例とは、自からその類を異にせるものゝ如し。  
 主神大己貴命を鎮め奉りし年代は、之を詳にすべからずと雖も、固より太古悠邈の時代なるは疑なしとす。今この地に傳はれる傳説には「在昔大己貴命北陸御經營ノ時、己命ノ守リ神ヲ此處ニ祀リ置キ給ヒテ、ヤガテ此ノ地方ヲ平治シ給



ヒ、國成り竟へテ、最後ニ自ラノ御魂ヲモ鎮メ置  
キ給ヒテ、國魂神トナシ、出雲へ歸リ給ヒシト云  
フコいへり。

按ずるに、この説悉くは信用し難きも、多少は  
古意を傳へし所あるべし。そもく北陸諸國  
の沿岸は、大己貴命の經營し給へる古地なれ  
ば大神井に御子の神を祭れる神社到る所に  
多く、その延喜式に載せられしもの、本社の外  
に、氣多御子加賀國江沼郡三輪同國加賀郡氣多能登國羽咋郡大穴持像石  
能登國羽咋郡氣多同國射水郡居多越後國頸城郡大神同國同郡等の數社を

計ふ。就中能登國なる氣多神社は、最も肝要の  
地點に在りて、その由緒最も重く、同神諸社中  
の第一に位して、その本宗と崇めらる。本社は  
その由緒に於ては決して他の諸社に譲るも  
のにあらず、唯能登の氣多社に比すれば一籌  
を輸する所あるのみ。  
又按ずるに、越の下草には、頗る奇異なる傳説  
を載せたり。即ち「古來里人傳へて云、此御神は  
往古高麗より御渡りありて、此地に着き給ひ  
しは七月十四日と云ふ日なり、御神御足袋を



濯せ給へる流をたび川と名づく、此川の邊に  
暫時休ませ給ひ、さて高瀬へ御移りの間、俄に  
雨降りしが、御神は雨をくゞるご宣ひしによ  
り、今も其處を雨潛野村といふなり、其後年毎  
にたび川の邊御休みの處へ出てまじゝが、其  
處を宮守と唱ふ、今に江田村領にその舊跡あ  
り云々ご。惟ふに、この説前半はさきにいへる  
高麗權現の社號より、後半は地名により傳會  
せしなるべし。この外寛文八年公儀よりの御  
尋につき書上げしごいはるゝ越中國一宮傳

記には、鎮座の緣由に關して、頗る異説を載せ  
たれども、如何にやご思はるゝ節多ければ、今  
之を採らず。

四 神階

本社祭神叙位の事の國史に見えたるは、早く寶  
龜十一年に在り、この年十二月十四日甲辰當國  
射水郡二上神射水神社これなり、二上嶺に鎮座せ  
るによつてしかいふ、以下之に倣へごゝ  
もに從五位下に叙せられ給ふ續日本紀  
按ずるに諸神に位階を昇叙せられし事は、平



安朝に入りその例甚だ多かるに至りしと雖も、この頃まで之に預りしは宇佐八幡、伊豫の伊曾乃、大山積、伊豫、野間、越前の劔、大虫、さては鹿島、香取等、概ね當代に名たる神社にして、且もその數僅に十指を屈するに過ぎず、この一事を以てしても、本社<sup>の</sup>世に重ぜられ給ひしことを知るべきなり。

後延曆十四年八月十八日、<sup>壬午</sup>從五位上に叙し<sup>日本紀略</sup>  
承和七年九月二十九日、<sup>辛丑</sup>從四位下より上に昇  
り<sup>續日本後記</sup>○按するに正五位下、及び從四位下に叙せられ給ひし年代は、<sup>齊衡元年三月</sup>

七日<sup>辛卯</sup>從三位となり、<sup>文德實錄</sup>○按するに從四位上より

の關けたるも、<sup>是れ</sup>先嘉祥三年十二月十八日、<sup>天</sup>又

正五位上及び正四位上は越階して、<sup>貞觀元年正月二十</sup>

七日<sup>甲申</sup>正三位に叙せられ給ふ、<sup>之より先</sup>三代實

名帳頭注によれば、<sup>延曆三年三月三日</sup>正三位に叙すと

按ずるに、以上數ケ度の叙位、何れも二上神社  
ご之を共にし給ひ、實に越中の國に於ては、最  
も早く高位に進み給ひし神にませり。この後  
進階のご見えざれども、之を諸神同時の叙



位によりて推考するに、蓋し治承四年十二月  
に至り、正一位を極め給ひしなるべし、  
次に勳位につきては、再建記と云ふ書には、貞  
觀三年勳一等に叙せられ給ふと見え、又文政  
年中定常奉納せし額面には、越中國一宮正一  
位勳一等高瀬神社と見ゆ。之に據りて早く勳  
一等に登り給へりと云ふ説もあれど、國史に  
は見ゆる所なきにより、姑く疑を缺く事とす。

五 社 格

續日本紀を按ずるに、慶應三年二月、甲斐、信濃、越  
中、但馬、土佐等の國の一十九社、始めて祈年幣帛  
の例に入るとあり。因りて思ふに、越中國に於て  
は、高瀬及び二上の二社は、必ずその撰に入り給  
ひしならん。然れども社號を載せざるが故に、強  
ちに之を主張し難し。  
降つて延喜の制に至り、本社は礪波郡七座の初  
めに位して、祈年奉幣の例に在り。即ち當時の國  
幣小社とす。  
附けて言ふ、この時從來本社と同様の待遇を



受けし二上神社は名神大社に列して、こゝに本社と大小の差等を生ずるに至りたり。是れ安藝の伊都伎島と速谷と、阿波の大麻比古と忌部との關係に同じく、事一時の權宜に出で深く調査を遂げざりしによるか。三位にして、小社に列するの例は、稀有なるが上に、何れの點より見ても同格たるべきこの兩神社の間に、か程までの懸隔を附せしは、眞に心得がたきこととす。

後本國の一宮となる。

按ずるに本社下、諸國一宮の當國一宮なる事は、諸社根元記宮神名帳ト部宿禰一宮記、並に一宮記、類聚既驗抄等に明證ありて動かし難き正説とす、但し中には彌波郡氣多社と記したるもあれば、然るにその本社に相當することは前にいへるが如し、加賀國なる白山比咩神社に藏せる白山之記によれば「但能登ハ越中ノ能登郷也、聖武天皇御時、神龜年中立國之間、越中二宮ノ二神越中之一宮ト成、氣多ハ能登群群之時爲一宮之間、立國之日ナヲ能登一宮也」とありて、二上神社を以て之に充てたり。この書長寛元年の作に係



るご稱せらるゝも王朝時代の産物ごしては、疑問の點少からず、恐らくはその第一の奥書に見ゆる正應四年の頃に作られし書なるべく、随つてこゝにいへる一宮に關する傳説も、亦鎌倉時代よりの推考ご見るを宜しごす、さてさきに引ける記事の中、神龜年中に一二宮の稱呼ありしごするは誤傳たるご明白に、又この時一二宮を定むごするも如何にや、要するにすべてに亘り後世の推測甚多くして、その云ふ所悉く信用すべからずご雖も、たゞ

當時の形勢を揣摩するに、この記事多少の真相を傳へし所ありごすべきか。能登國は初め越前の一部なりしに、養老二年分れて一國ごなり、後天平十三年十二月に至り、越中に併合せらる、然るに天平寶字元年五月復越中より分れて獨立したり、こゝに神龜年中ごいへるは、蓋し天平寶字のこゝを指せるか。因りて思ふに此時能登國建置ごもに、従前諸社の首位にありし氣多能登國は地理上の便に従ひて、そのまゝ能登一ヶ國に限らるゝに至り、同



時に従前は次位に位せし二上神社が自ら越  
 中國に於て首位を占むるに至りしものなら  
 んか。されど當時未だ一二宮の稱呼もなく、且  
 國史に現はれたる叙位の例は、高瀬と二上と  
 その格を同じくしたれば、二社の間に式制に  
 見るが如き甚しき等差ありしとは思はれず。  
 後諸國に一宮の設けらるゝに當り、本社を推  
 して之に充つることゝなりぬ。惟ふに一般の  
 一宮撰、並に式の次第によれば、名神大社の格  
 に居る二上神社をこそ考へらるゝも、事實

は之を措きて小社に列したる本社を採擇し  
 たり。本社と二上との關係は、この一事を以て  
 しても、窺ふに足るべく、式の社格の強ち拘は  
 るに足らぬことも之によつて自ら辯明せら  
 れぬべし。  
 又按ずるに、當國射水郡一宮村に氣多神社と  
 云ふありて、延喜の制之を國幣小社に列し、諸  
 社根元抄には、この社を以て當國の一宮に充  
 てたり。和漢三才圖繪之に従ひ、一宮巡詣記、爲めに國  
 人にして高瀬の一宮なるを知らざるものも



少からずと云へば、次に聊か辯明を試みむとす。さに引ける白山之記の續きに「但越中新氣多、奉祝二神二上神社諍一宮、二神無力之間新氣多成一宮云々」と見えたるが、こゝに云へる新氣多とは則ち射水郡の氣多神社を指せるものか。大日本史神祇志には、之を高瀬社に係けたるも、こは如何と思はる。又諸社根元記中には、延喜式六「越中國射水郡氣多神社名神大○」神大と云へるは能登の社と混同せる也又、神名帳頭注には、礪波郡とあれど、こは誤也、延喜八十六乙卯、越中氣多大神預官幣列、國史云延喜名神

帳頭注に延曆とあるに從ふべし、三三丁亥、氣多神正三位とあり。こゝに云ふ叙位の記事は、續紀延曆三年三月の條に、何れの國ともなく「叙從三位氣太神正三位」とあるを引用せるものなるが、こは先人の説の如く、能登國の同社に係くるを至當とすべし。次に官幣に預るといふ、之を文字の如く解釋して、神祇官の幣帛を受けしこゝすれば、延喜の制國幣に止まれる高瀬及び射水の氣多の何れにも該當せず。されど續後紀承和五年二月の條に、同じく國幣小社なる武藏



國都筑郡杉山神社に、預之官幣と記せる例もあれば、官社、入幣帛例などいふに等しく、官帳に附せられしを云ふものならむ。さてかく定むれば、そのかみ早く正三位に上りし高瀬社を指ししに非ざること辯を俟たずとす。因りて之をさきの白山之記の記事と相照合するに、この社は國司政治の時代に至り、新らしく勸請せられ、延喜の頃に及び、始めて官帳に入りし神社ならむ、即ち本書に新氣多と云へるも、かく年代の新しきが爲めにして、その官帳に

入るの遅きも、亦鎮座の古代ならぬ故なるべし。この社は國府の東二里許に在りと云ふ。之によりて考ふるに、越後の居多神社と同じく、國府に祭られたる社にして、その一宮と云ふも、やがて國府を基礎として、その一宮と云ふも、國府に接し、かゝる類の神社諸國に甚多く、亦一宮の稱あり、武藏國多摩郡なる小野神社の如きもその一例とす、されば國の一宮たる高瀬社は、その種類固より別にして、相關與する事なし、神祇志能登國の一宮なる氣多社を遷し、社なれば、本社に因り、猶一宮の號を稱するものならむといへるも、非なり、又



白山之記は國府との一宮を混  
淆して記したるもの、如し、  
かくて明治六年八月十日に至り、縣社に列せ  
らる。

### 六 社 殿 附 境 域

往昔の盛觀は如何なりけむ、今偲ぶに由なし。さ  
れど之を近傍の地字に徴するに、若宮東勸學田  
方神子屋敷西南、鎌倉屋敷、大宮司田西南、神社畑北  
等を始めとして、社頭の正面に宮道、掃部田、權現  
田西北等の諸字見え、西南方櫻川の邊に、下馬橋と

云ふあり。是等は何れも境域の一部にして、社殿  
若しくは社宅等の存せし地點なるべく、これに  
よりても社殿の壯大にして、境域の廣潤なりし  
状思ひやらる。されどその四至勝示等に至りて  
は、今更に之を考ふべくもあらず、今の高瀨村は、も  
との二村に分れたりしを、明暦二年藩侯の命によりて之を合  
すと云はる、堂高瀨と云ふは、即ち社堂の在りし地點の謂なる一  
境域内にもやと思はるゝなり。

さて室町時代の季頃までは、社頭も盛況を呈せ  
しにや、明徳元年の瑞泉寺建立勸進帳に「或西有  
靈社高瀨明神之仁祠、春花芳、或南有蕭寺、止觀圓



融之學窓秋月朗の語あるを見る

附けて言ふ、明治十七年例祭に奉幣ある旨を達せられしかば、その慶賀祭を行はむ爲め、社頭に接續せる耕地二百五十歩を境内に編入せむとて、社地の後邊を穿ちしに、舊社殿の柱根と思ほしきもの七本を得たり、何れも朽損してたゞ木心を存せるのみなりしが、尙その大きき長さ一尺二寸より三尺二寸に至り、廻り一尺八寸より四尺一寸に及ぶを見たり。降つて近代に至り、神主秀直の時代、天明三年拜

殿を再建す。

この時の有様、社記に記して「秀直卿之功ヲ云ハ」寛政初年之頃ニ、高瀬神社之拜殿御再建也。取持高瀬村加兵衛等同道ニテ、礪波郡村々廻村也、且又三清村武部二九郎殿其節御郡之御扶持人ノ主坐ニテ、右社ノ大取持也、又棟梁大工井波町今里屋九左衛門并悴角平也」と見ゆ。この文によれば、礪波郡各村の寄進に成り、神主秀直の盡力少からざりしものゝ如し。後文政年中本殿を改築す。併ひ現存せり。今參考



の爲め、現存社殿の種類、并に様式を擧げむに、左の如し。

本殿

一間社流造向拜附、屋根柿葺、三方廻椽、石階の上に立ち、須屋切妻造にて覆はる。

拜殿

三間三面柱圓 一間向拜附柱方 屋根入母屋造但

をの上部は葺を以て覆ふ 柿葺組物二手先、三方廻椽、

本殿拜殿の間は、幣殿切妻假建を以て連結し、

中間の右方より廊切妻造によりて、社務所

に 接 續 す

鳥居

神明型

七 社 領

これも上古の世の有様は、之を詳にするに由なく、鎌倉時代に入り始めてその記事あるを見る、即ち後宇多院御領目錄安樂壽院領の中に「越中國高瀬庄」あり。當時本社が大覺寺統の御料たりしこと、之によりて察せらるゝも、その後の變



遷はまた明かならず。後康永元年十二月十五日  
に至り、征夷大將軍足利尊氏本社の地頭職を東  
大寺八幡宮に寄進せしこと見えれば、石崎記録  
所收同年  
進月寄 此の頃には本社の社領にも地頭の設あり  
しを知るべく、併せてその北朝に歸屬せしこと  
をも察すべし。雖も、亦前後の事蹟を闕けり。降  
つて文明年間に及び、僧蓮如の門徒等、附近の地  
に侵入するや、神社は漸くその蠶食を蒙りて、神  
田神圃の地次第に亡失し、加之年久しく打續き、  
兵亂の爲めに苦しめられて、復之を如何ともす

ること能はざりき。

按ずるに僧綽如の瑞泉寺を創めし明德元年  
の頃は、門徒の勢力さのみ盛ならざりしを以  
て、未だ本社を其圈内に收むるを得ざりき。さ  
ればこそ勸進帳にも云へるが如く、本社と習  
合して之を包擁せむとする氣色を示したる  
なるべけれ、瑞泉寺  
文書 然るに文明七年七月、蓮如  
のこの地に來るに及びて、形勢は全く一變し  
たり、賢心物語、蓮如  
上人御法語 爾後門徒の勢力日に強盛に  
して、遂に長享二年六月に至り、富樫政親を殺



して高尾城を陥れぬ、蔭涼軒日記 富樫記 この間年を閲するに十四、一向宗の勢力は全く礪波一郡を風靡するに至りぬ。瑞泉寺記録帳 さればこの際に臨み本社の壓迫を加へられしことは、之を察するに餘りありといふべし。又その富樫氏を攻むるや、遂に福光の城主石黒光義を攻め、その城下を焼けり、瑞泉寺記録帳 福光は高瀬の西二里にありて、當時本社は其の治下にありしといふ。本社の傳説に神社の衰兆この時に起り、爾後社職にして或は逃亡するあり、或は僧徒に

投ぜしも少なからざるに至れり云へり。随つて氏子の民は漸く一向宗に歸して、神社を顧みるもの少からむごしたり。第十神職の章中 藤井家系参考 かくて元和偃武以降に至り、金澤藩主前田氏より、祭典並に營繕の費用を以て、礪波一郡中に課金するを聽され、之を以て三百餘年の間神社を維持し來れり。

八 祭 祀



上世の古儀は、今得て考ふべからず。中古本社に社僧を置かれし以來は、恒例臨時の神事皆その掌るところとなりて、殆んど一社の舊事を失はむとするに至りしといはる。降て近代に入り臘氣乍らにも、その制を徴すべきものあり即ち神社に傳ふる大宮司家年中行事の記事にして、その概略を次に示さむ。この書作成の年代を詳にせざるも、本文中寛政年中までのこと見え、別筆にて文政元年云々補入したれば、寛政より文政に至る二十年ばかりの間に作られしにか、さ

れば之によつて、維新前本社衰微時代の状態を知るを得べし。

一、年始

二日の日神主參詣する例なり、但し大水又は大雪にて往來不通の時、是に吉日を擇ぶ、この時神酒、一升、肴、鏡餅、一重、初穂米若干、臘燭等を奉る、祈禱了りて神酒のみは、大宮司とて之を宿の臘燭等に遣す、こゝに宿といへるは、大宮司の在、附近に定めし住居せざる、一社

一、三月十四日

御祭禮

附近十二ヶ村鎮守の祭禮も同日に行はる、

一、八月十三日

秋御祭禮

一、十二月廿七日

御煤拂



神主社參、社殿を檢し掃除をなし注連を張り門松を植ゑ、祈念をなして歸る例なり、この外六月土用の間に、神主參詣するを例とせり、かくの如きは、之を往古の盛觀に比ぶれば、恐らくはその十分の一にも達せざるべし。かくて維新の後、その大綱を定めて四時五祭とす、即ち左の如し。

一、二月八日

二、四月十日 もと三月十日、今太陽暦を用ひて四月とす

祈年祭

三、六月十日

祈年穀祭

明治十九年より始まる、この年礪波郡長より諭達あり、戸長並に有志者相議し爾後恒例の行事としてこの祭を行ふこととせり、その儀神火を郡内各村に配附し、遍く田面に點じて虫害を防除す、この日一郡の民業を休みて參拜し、又郡内各村より初穂米三十石餘を奉納す、

四、九月十三日 もと八月十三日、今太陽暦を用ひて九月とす 例祭

この日富山縣より奉幣使參向、幣帛料を奉



納せらる、こは明治十七年より始まる。

五、十一月廿三日

報 祭

奉

九 奉幣 附奉納

前に云へる如く本社は、由緒顯著なる古社なり  
と雖も、北陸の邊土に位せる故にや、特に朝廷よ  
り奉幣せられしこと、絶えて史に見えず。但し舊  
説に天武天皇九年四月、災蝗により、勅使を遣は  
されて綿二百屯、奉り給ふとあれど、こは偽本の  
類聚國史に基づける説なれば、信用する能はざ

幣

高瀬神社誌

るべし。

降て近代に至り、前田氏の崇敬を受くるや、時に  
武器の類を奉納せられし事ありと云ふ、當時に  
係る笠掛の弓矢は、今も猶神社に傳へたり、後文政八年六月に至り、因州  
侯支藩池田定興の父定常冠山とより、額一面を  
寄附せらる、これに傳へたり、かくて維新の後明治二  
年七月、金澤藩知事前田氏大屬藤原履祥マキをして  
幣帛を奉り、年穀を祈らしめらる、よつて臨時祈  
年穀祭を行へり、尋いで同年九月權少屬藤原定  
供を使こして報賽の祭典を擧げしめらる。兩祝度



詞今も保  
存せり。

例祭に當り本縣より幣帛料金五圓を供進せら  
るゝことなる、こは是より先き十六年九月官  
社に列せられむ事を請願せしによりての御沙  
汰なり。蓋し當時府縣社以下の神社に奉幣ある  
は異例に屬し、之に預かる神社は特別の由緒を  
有せるものに限り。さればこの年本社にこの  
盛典を始めらるゝに至りしは、即ち本社の優越  
せる由緒に基きしものと云ふを得べし。かくて  
同四十年六月に至り、神饌幣帛料供進神社に指

定せらる。

### 十 神 職

本社之神職として、古く國史に見えたる、禰宜祝  
の二職あり。齊衡元年十二月二十七日寅 二上神  
社と共に並び把笏を聽さる、文徳實錄 こは即ち大社  
に見るの恩典なり。

按ずるに、神職把笏の制は養老三年に始まる、  
されどこの頃までに之を聽されしは、神宮の  
大内人を始めとして、上下の加茂、鹿島、氣多、氣



比、香取、阿蘇、牧岡、松尾、諏訪等諸大社の禰宜祝に過ぎず。然るにこの時に至り、本社は上記諸社と相伍して、この榮典を享く、亦以てその顯著なる由緒の一とすを得べし。  
降て正平元年六月十日に至り、御體御卜に神事を穢せる崇あり、と云ふを以て、使を遣して社司に中祓を科せしめられる、朝野群載、官主秘事口傳 爾後社職に關しては一も國史に傳ふる所なし。雖も、舊社家藤井氏の家系に參するに、次の如き記事あり、掲げて參考の一助とす、但しこは天明二年十

二月の書上に基き、明治七年九月更に上申せし所に係る。

(上略)

一、始祖

藤原秀方

右秀方儀施基命天智天皇御子之御子湯原王の

末裔にて大和國藤原卿より越中國へ下向

の由、傳書有之候

一、四十九世前之祖父

禰宜藤原秀尙

右秀尙儀、秀方嫡子にて齊衡元年冬十二月



戊寅二十日把笏に預候由傳書有之候、然れ  
ごも禰宜拜命、及死去年月等相知不申候、  
一、四十八世前之祖父

禰宜藤原秀明

右秀明儀、秀尙嫡子ニテ、貞觀十八年正月廿  
七日白雉ヲ奉獻ス、又元慶元年丁酉正月、高  
瀬禰宜秀明等並位一級ヲ給リ候由、傳書有  
之、然レドモ禰宜相當ノ位ニ一階ヲ増タル  
カイカバニ候哉、相知不申、延喜年中ニ死去  
仕候、

(以下世系等中略)

一、十四世前之祖父

藤原秀卓

右秀卓儀、秀運ノ嫡子ニ御座候處、文明十三  
四年ノ頃、礪波ノ瑞泉寺安養寺其徒ヲ引率  
シ福光ノ城主石黒右京亮ヲ亡シ、礪波半郡  
ヲ領セシヨリ、高瀬モ其領分トナリシトキ、  
先祖秀方以來歷代ノ由緒等焼失仕候ニ付、  
詳ニ相知レ不申候、永正十七年四月死去仕  
候、

一、十三世前之祖父



右秀仲儀、秀卓嫡子ニ御座候、永正十六年跡  
職相續仕、然シテ天文年中ニ雄神庄村今庄  
寺村雄神々社境内へ移住仕候テ、高瀬神社  
ノ祭主相勤居候處、弘治元年十二月廿八日  
死去仕候ト傳書御座候、

(下略)

上記の文に據れば、藤井氏の奉祀せし由來甚だ  
遠きを知らる。かくて秀仲より八代の孫、秀信の  
時代この人實歴より神主と稱し、又始めて吉田

家の裁許状を受く、秀仲より三傳して秀直に至  
る、秀直享和三年四月五日從五位下に叙し備中  
守に任ぜらる。この人才幹の聞へあり、本社及び  
雄神々社の拜殿を再建せし等、その功少からざ  
りき。然るにその時代寛政元年三月十四日、折節  
の大風にて居宅全焼し、秀仲以來の位記、口宣案、  
裁許状、その他由緒書等、すべて焼失したり、今日  
神社に古文書、寶物等の儲藏極めて乏しきは、職  
ごして之に由るさいふ、秀直の後秀尹立ち、天保  
十四年六月十八日從五位下に叙し、雄神々社主



主に補せられ、次いで秀猶文政十三年四月廿七日從五位下に叙し、豊前守に任ぜらる。爾後子孫相承け今日に至れり。  
當時藤井氏は、庄金剛寺村なる雄神々社を本據として本社を兼ね、又吉田家觸下五十家の一に屬して近傍諸社の社職を兼動したり、天保の頃數馬と云へる  
人の時代の有様を見るに、兼務の社二十社に及べり。三州志、寺社籍、圭邑名林  
今社頭の附近に存せる地字によつて思へば、古くは大宮司、神子、掃部等の諸職を置きしこともありしか。就中大宮司職は世々藤井氏の職なり

しこの傳説も残り。又舞大夫と云ふあり、これは本村内鎌倉に居住し、鎌倉を姓とし、その祖先祭神に侍して高麗國より渡來し、元は禰宜大夫なりしが、神社衰微の後舞大夫と成ると傳へたり  
下越の草  
社職の外に神宮寺あり、これも高瀬村中の地字によつて知らる。又本郡山田郷に神宮寺村といふあり、これ即ち本社神宮寺の地か、或は又その寺領ならむと稱せらる。  
傳に云ふ、今の眞宗光源寺は、往古本社の社僧



なりしが、蓮如の時その門に入りて改宗すと、  
又勸學院と云ふもその一つなるべく、文祿の  
頃までは記録に見えたりとぞ、今地字にその  
名を存せるはやがてその舊蹟なるべし。この  
外猶傳説に残れるもの少からずと雖も、悉く  
之を擧げず。

### 高瀬神社誌 終

大正貳年八月廿八日印刷  
大正貳年九月一日發行



富山縣東礪波郡高瀬村大字高瀬  
編輯兼 發行所 高瀬神社々務所  
右代表者

藤 井 秀 一

東京麴町區飯田町二ノ六八番地

印刷者 遠 藤 廉 治

東京麴町區飯田町二ノ六八番地

印刷所 公 木 社

富山縣東礪波郡高瀬村

發行所 高瀬神社々務所



324

356



終